

令和8年第1回 蕨市国民健康保険運営協議会会議録

■日 時 令和8年2月5日（木） 午後2時～午後3時

■場 所 市役所4階 大会議室

■出席者（敬称略）

委 員 植田富美子（会長）、田村明人、山脇紀子、先崎隆、山野京子、土肥仁美、今野彰比古、本吉義博

事務局 小柴正樹（市民生活部長）、藤野聡雄（納税課長）、
大山麻美子（医療保険課長）、横田里志（医療保険課長補佐）、
田中緑（医療保険課係長）、稲川亜希子（医療保険課主査）、
川元香乃（医療保険課主査）
元井純（市立病院庶務課庶務経理係長）

■次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. ~~市長挨拶~~（欠席のため取消）
4. 審議事項
 - （1）議案第1号 蕨市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
 - （2）議案第2号 令和7年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
 - （3）議案第3号 令和8年度蕨市国民健康保険特別会計予算（案）について
 - （4）その他
5. 閉会

■内 容

【1. 開会】

【2. 会長挨拶】

昨年答申した税率改正による一部改正案、年度末の補正予算案、新年度予算案についてご審議いただき、3月議会にかけることになる。忌憚のないご意見をいただきたい。

【3. ~~市長挨拶~~（欠席のため取消）】

【4. 審議事項】

(1) 議案第1号 蕨市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

上記のことについて事務局から説明した。

(「議案第1号-1 蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(税率改正)」、「議案第1号-2 蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(子ども・子育て支援納付金分)」、参照)

次のとおり質疑応答を行い、議案第1号資料のとおりとすることで了承された。

委員： 子ども・子育て支援納付金分について、収入に対してどれくらいの金額が徴収されるのか。

事務局： 均等割と18歳以上均等割の合わせて1,900円は、収入があってもなくても必ずかかる。また、課税標準額が100万円の場合、所得割の0.3%を乗じると3,000円なので、合計4,900円。これを年8回払いで納付いただくことになる。

委員： これは全員が納めるのか。上乘せ分か。

事務局： そのとおり。

委員： 18歳以上は全員対象か。

事務局： 18歳以下(高校生年代)のお子さんは均等割が全部減額となり、その分を18歳以上の被保険者の方で納めていただくのが、この18歳以上均等割の100円という部分。

委員： 一人平均いくくらいか。

事務局： 一人当たり平均調定額が3,910円。約4,000円弱。

委員： 税率改定とあわせてダブルで上がるのか。

事務局： そのとおり。

委員： 広報紙には子ども・子育て支援金のことは掲載しているか。

事務局： 答申の内容を広報のお知らせで紹介しており、そこで新たに子ども・子育て

て支援金の納付の徴収が始まるということを踏まえて、今回の税率改正を一定の見直しにとどめたという結論になっている。

委員： 予定している調定額は約 5,400 万円か。国に払うのか。

事務局： 被保険者から保険税として 1 人 4,000 円弱を集め、納付金として約 5,900 万円を県を通して国に払い、それを少子化対策の財源としていただく仕組み。

委員： 金額は年度ごとに変わってくるのか。

事務局： 令和 10 年度までは段階的に子ども・子育て支援金が増額する仕組みになっているので、来年度また改めて改定させていただき予定となっている。

委員： 値上げの程度は。

事務局： 国が支援金を三段階で示しているので、それに応じた値上げになる。まず令和 8 年度は 6,000 億円、令和 9 年度は 8,000 億円、令和 10 年度は 1 兆円という支援金が国から示されているので、これを国民健康保険に加入している世帯主全員から徴収させていただく。よって、令和 10 年度までは間違いなく増額となる。

委員： 6,000 億円は蕨市だけか。

事務局： 保険者全体での金額。

(2) 議案第 2 号 令和 7 年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算 (案) について

上記のことについて事務局から説明した。

(「議案第 2 号-1 歳入総括表」、「議案第 2 号-2 歳出総括表」「議案第 2 号-3 歳入事項別明細書」「議案第 2 号-4 歳出事項別明細書」参照)

次のとおり質疑応答を行い、議案第 2 号資料のとおりとすることです承された。

委員： 国保直診になり、補助金が医療機器の購入費用に充てられるということだが、具体的にどんな機器を購入したのか。

事務局： 令和 7 年度は、二つの器械で申請している。一つは OCT の検査装置という

眼科で使用する器械で、網膜の厚さを測ったりするものに使用する一般的な器械。もう一つはレントゲンの装置で、こちらも単純撮影ということで、胸や足、全身見られるようなレントゲン装置で、合わせて 385 万円を申請している。

委員： これは規定に対して何パーセントか。

事務局： 上限額が決まっており、一般的な医療機器のほうが上限額 825 万円の 3 分の 1 で 275 万円。レントゲン装置のほうは、上限額 330 万円の 3 分の 1 で、110 万円、合計 385 万円となっている。

委員： 3 分の 1 の部分だけしかもらえないということでこの金額か。

事務局： 上限額の 3 分の 1。元々、それぞれもっと高い器械ではある。

(3) 議案第 3 号 令和 8 年度蕨市国民健康保険特別会計予算（案）について

上記のことについて事務局から説明した。

（「議案第 3 号 蕨市国民健康保険特別会計 予算案（概要）」参照）

次のとおり質疑応答を行い、議案第 3 号資料のとおりとすることで了承された。

委員： 国民健康保険税が今回改正されるということで、歳入について、令和 7 年度保険税の現年度分の予算額と、令和 7 年度と令和 8 年度の加入者数の増減をお聞きしたい。

事務局： 令和 7 年度の現年度の予算額は、15 億 3,723 万円。また、予算上の被保険者数の比較は、令和 7 年度 15,310 人、令和 8 年度 15,077 人を見込んでおり、約 1.5%の減で見込んでいる。

委員： 団塊の世代の人が後期高齢者へ移行したが、そのあとは横ばいか。

事務局： 令和 7 年度は横ばいという状況。1.5%の減にとどまっていたのは、やはり、外国人被保険者の増というのが一番大きな要因。

委員： 予算上の収納率について、前年 90%で、今年度も 90%とういことで、もう少し増やそうという状況ではないのか。

事務局： 調定額は中々見込みが難しい面があり、実績上で 93%という予算を組む

ことはできるが、1%足りなかった場合、歳入の不足に陥る見込みであり、余裕をもって90%という見込みを立てさせていただいた。

委員： 税収のほうも難しい状況か。

事務局： 資料の現年分収納率の推移を見ると、令和2年度からの5年間で、5%近く、毎年1%くらい上がっている。ただし、令和6年度は前年同率となっている。実際に収納してみないと分からない部分はあるが、収納率が高くなるよう取り組んでいく。

(4) その他について

- ・ 蕨市国民健康保険税条例の一部改正予定について

上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

(「その他 蕨市国民健康保険税条例の一部改正をする条例について(軽減判定)」参照)

委員： 7割軽減はないのか。

事務局： 7割軽減については改正ないので、資料には掲載していない。

委員： 資料の下に影響世帯総数36世帯と書いてあるが、これが該当する方ということか。

事務局： 新たに影響がある方ということで、2割軽減から5割軽減に変わったり、新たに2割軽減に該当される方の総数が36世帯。

【5. 閉会】

本日の議題については全て終了した。以上をもって、本日の「蕨市国民健康保険運営協議会」を閉会する。

以上